

岡山県県民局庁舎警備委託業務仕様書

この仕様書は、県民局庁舎の火災、盗難等の事故の発生を警戒、防止し、かつ、安全を確保するための局庁舎の警備業務（以下「業務」という。）の内容を示すものである。

1 警備対象施設・監視項目等

（別紙）「警備対象施設一覧」の16施設を一括で一契約単位とする。

2 契約期間

令和8年10月1日から令和15年9月30日まで7年間とする。

3 警備方法

警備業法（昭和47年法律第117号）その他警備関係法令に基づき実施する機械警備

（1）機器の設置

受託者は、契約締結後、速やかに次の各事項を基本として有効な警備が実施できるように、施設ごとに受託者の所有する機器の設置を行うものとし、設置が完了するまでの期間は、警備対象施設に警備員を常駐させて警備を行い、警備の実施に万全を期すものとする。機器の設置に当たっては、事前に県と協議を行い、現場調査及び施設管理責任者と協議の上行うものとする。

（2）設置機器に必要な機能

- ・建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能
- ・施設内への侵入者を感知し、建物外部に表示する機能
- ・火災発生を感知する機能（火災受信機器と結線し、常時監視を行う。火災センサーの設置されていない施設は、受託者において火災センサーを設置し、常時監視を行う。）
- ・金庫盗難を感知する機能
- ・機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ・基地局に異常等の信号を送信する機能
- ・通信回線の断線を監視する機能
- ・上記の他、業務遂行のため必要な機能

（3）機器の設置・変更・撤去等に係る業務や費用負担等

- ・受託者は、所有する警備機器を設置し、その工事及び保全に係る経費は受託者の負担とする。
- ・施設の増改築に伴う警備機器の変更又は増減に係る費用は、県と受託者が協議してその負担割合を決定する。
- ・受託者は、警備機器設置工事の完了後、遅滞なく、警備機器設置リスト・配置図を作成して、県に提出する。

- ・受託者は、施設に設置した警備機器の仕様及び操作方法並びに警備内容等に関する説明書を作成し、警備対象施設の職員にその内容を周知する。
- ・施設の増改築に伴う警備機器の変更又は増減がある場合は、図面を修正し、製本及びデータを県に提出する。
- ・受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、施設に設置する警備機器を速やかに撤去するものとし、その費用は、受託者が負担する。なお、委託期間満了後、引き続き業務を受託した場合にあっては、警備機器の撤去を要しない。
- ・受託者は、契約期間中に対象施設が移転するときは、速やかに施設に設置する警備機器を移設するものとする。なお、移設に係る費用は、県が負担する。

(5) 警備及び火災監視の実施

ア 担当時間

- ・受託者が警備を担当する時間は次のとおりとする。

開始時刻		終了時刻
平日	17時30分	翌日 8時30分
休日	8時30分	

※休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- ・受託者が火災監視を担当する時間は終日とする。

イ 監視

- ・基地局では管制担当員を定め、警備担当時間中、受信機器により警備対象施設の状況を絶え間なく監視する。

ウ 異常発生時の対応

(異常発生箇所への急行等)

- ・警備担当時間中、異常を感知したときは、直ちに緊急要員を異常発生箇所に急行させる。
- ・警備担当時間外において、火災等の異常を感知したときは、当該施設に連絡して対応についての指示を受ける。

(異常発生箇所の確認等)

- ・被害状況、侵入者の有無等現場及びその周辺の状況を十分確認した上、必要に応じて事態の拡大や再発防止等のための措置をとるとともに、当該施設の緊急連絡先に通報し、所用の指示を求め、必要に応じて現場への出動を求める。ただし、誤報と判断された場合は緊急連絡先への通報を要しない。
- ・火災の発生を確認したときは、直ちに消防署へ連絡する。

エ その他

- ・警備担当時間中における事故発生等必要な事項は、速やかに施設管理責任者に連絡するとともに、必要に応じて遅滞なく報告書を提出すること。
- ・基地局における警備記録、信号受信記録のほか業務の履行に関する書類を整理、保存し、県が求めたときは、速やかに提示する。
- ・警備機器の正常な機能を維持するために、定期的に保守点検を行い、作動に異常を認めた場合は、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるとともに、速やかに補修、交換の処置をとるものとする。
- ・警備対象施設に設置された警備機器から基地局までの通信用として使用される回線の申請、検査及び使用料金等は、受託者の負担とする。

4 その他

(1) 警備担当責任者の届等の提出

受託者は、警備担当責任者届その他業務の遂行体制についての届出書を業務着手前に提出する。届出事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出する。

(2) 警備員が有する知識及び技能

受託者が業務に従事させる警備員は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第38条に基づき受託者が実施する教育を受講した者とする。

(3) 警備員の服装等

受託者が業務に従事させる警備員は、受託者が岡山県公安委員会に届け出た制服と護身用具を着用・携帯するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯し、いつでも提示できるようにしなければならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び当該業務に従事する警備員は、業務上知り得た秘密並びに個人情報を当該業務以外に使用、あるいは第三者に提供、漏洩してはならない。

(5) 警備体制の改善努力

受託者は、異常発生時の警備員到着時間の短縮等警備体制の改善に努める。

(6) 損害賠償

受託者は、受託者の過失（受託者の従業員等の過失及び不法行為に関する受託者の使用者としての過失を含む。）又は債務不履行により県又は第三者に生じた損害を賠償するものとする。ただし、当該賠償の額は、対人及び対物の賠償を併せて1事故につき10億円を限度とする。

受託者は、賠償を担保するため、対人賠償、対物賠償併せて1事故につき10億円を限度とする過失損害保険に加入しなければならない。

(別紙) 警備対象施設一覧 (9 事務所、16 施設)

番号	対象施設名	住所	電話番号 (庁舎管理担当課)	監視項目
1	備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9800 (総務課)	盗難・火災
2	備前県民局 会議棟	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9800 (総務課)	盗難・火災
3	備前保健所	岡山市中区古京町 1-206-1	086-233-9800 (総務課)	盗難・火災
4	東備地域事務所	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5161 (東備地域総務課)	盗難・火災
5	東備地域事務所 分室	和気郡和気町和気 487-2	0869-92-5161 (東備地域総務課)	盗難・火災
6	備中県民局	倉敷市羽島 1083	086-434-7000 (総務課)	盗難・火災
7	備中県民局 第二庁舎 (備中保健所)	倉敷市羽島 1083	086-434-7000 (総務課)	盗難・火災
8	井笠地域事務所	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1611 (井笠地域総務課)	盗難・火災
9	井笠地域事務所 別館	笠岡市六番町 2-5	0865-69-1611 (井笠地域総務課)	盗難・火災
10	高梁地域事務所	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2820 (高梁地域総務課)	盗難・火災
11	新見地域事務所	新見市高尾 2400	0867-72-9161 (新見地域総務課)	盗難・火災
12	真庭地域事務所	真庭市勝山 591	0867-44-7560 (真庭地域総務課)	盗難・火災
13	美作県民局	津山市山下 53	0868-23-1218 (総務課)	盗難・火災
14	美作県民局 第二庁舎 (美作保健所 1 F)	津山市椿高下 114	0868-23-1218 (総務課)	盗難・火災
15	令和 8 年 12 月 (予定) まで 美作県民局 分庁舎 令和 8 年 12 月 (予定) から 美作県民局 第二庁舎 (美作保健所 3 F)	津山市田町 31 津山市椿高下 114	0868-23-1218 (総務課) 0868-23-1218 (総務課)	盗難・火災 盗難・火災
16	勝英地域事務所	美作市入田 291-2	0868-73-4051 (勝英地域総務課)	盗難・火災